

# 令和3年度 飯山市移住支援住宅建設促進事業（中古）

## 中古住宅を購入する場合

### 【対象となる要件】

- ・市外から転入し、定住しようとする者。
- ・市内へ転入してから5年以内で、賃貸住宅に居住している方。
- ・上記いずれかの要件が満たされ、かつ定住を目的に5年以上居住する予定の方。
- ・要綱第3条第2項の要件全てを満たす者。

### 【補助額】

対象者	補助対象経費	補助額の計算	補助限度額
住宅購入年度に夫婦のいずれかが40歳未満の世帯又は18歳以下の扶養親族を含む世帯	購入経費 ※購入時に付随する土地代及び改修費用含む	補助対象経費の2分の1以内	80万円
上記以外の方			40万円

### 【補助対象者】 ※次の条件にすべて該当する方

- ・転入の日から起算して過去1年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことのない者。
- ・住宅の新築又は住宅の購入（3親等内の親族からの購入を除く。）の契約を締結した者で、前住所地の市町村民税に滞納がない者。
- ・新築又は購入した住宅に5年を超えて居住しようとする者。

### 【補助対象外者】 ※次の条件に該当する方

- ・市内に居住する親等と同居する者。

### 【用語の解説】

- ・住 宅 独立して居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有するものをいう。
- ・中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、購入した日から1年を経過し、又は居住されたことがあるものをいう。

### 【交付申請書類等】

- 1 申請者の住民票（世帯全員、続柄必要、本籍不要）  
※本市への転入の日から1年前の住所地が証明できるもの
- 2 前住所地の市町村民税の納税証明書又は完納証明書
- 3 誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- 4 工事請負契約書又は住宅購入の契約書の写し
- 5 補助対象住宅の案内図及び平面図（住宅改修予定箇所を明記したもの）
- 6 改修工事を行う場合は着工する前の当該工事箇所の写真
- 7 その他市長が特に必要と認める書類

※上記の他に要件等ありますので、まずは下記までお問い合わせください。

お問合せ先

飯山市役所 建設水道部 移住定住推進課 移住定住係

TEL: 0269-67-0740

E-mail: ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp